

留萌市地域おこし協力隊募集要項

【はじめに】

留萌市は、北海道の北西、稚内市から小樽市までの日本海オロロンラインの中継地点に位置し、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なり、日本海に沈む夕陽が美しい人口約2万2千人のみなとまちです。

ニシンとともに発展し、現在は農業や漁業、水産加工業が基幹産業になっており、全国一のシェアを誇る「塩かずの子」や、全国食味分析鑑定コンクールにおいて金賞を受賞した「南るもい産米」などを生産しているほか、「トルコギキョウ」の産地として、関東や関西の市場で高い評価を得ています。

しかしながら、留萌市においても少子高齢化による人口減少が続いており、農業者の担い手確保による地域の活性化を図ることは大きな課題の一つになっています。

このため、地域農業者の協力、NPO法人るもい農業応援隊の協力を得て、農業技術の習得や営農支援、農産物の利活用研究の取り組みを進めながら、交流人口の増加によって留萌全体の元気を取り戻すことを目的に、意欲ある都市部の人材を積極的に受け入れ、地域農業、農村集落の維持や人の交流を活発化させるため、次のとおり「留萌市地域おこし協力隊」を募集いたします。

この地域おこし協力隊活動期間終了後に、留萌市内において農業者として就労または営農し、「留萌に定住したい」という思いを持った方々の応募をお待ちしています。

【募集概要】

1 留萌市地域おこし協力隊募集人員 (1名)

- ・ 農業（花き栽培）技術の習得と農村地域の営農支援や農産物の利活用研究などを通じた地域力の活性化

2 業務概要

(1) 基本活動

- ・ 地域農業者の指導による農業（花き栽培）技術の習得
- ・ 地域農業者のコーディネートによる農村地域における営農支援
- ・ 地場農産物の利活用研究
- ・ 農村地域におけるコミュニティづくり

(2) 地域おこし活動

- ・ 地域の課題や困りごとなど地域ニーズの把握
- ・ 地域ニーズの解決に向けての活動

(3) 生活基盤形成活動

- ・ 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）個々の適性に合わせながら、本事業終了後の定住に向けた基礎の構築活動

3 募集対象

- (1) 現在、三大都市圏や都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に現に住所を有し、採用後に留萌市に住民登録を移し居住できる満20歳以上の方。
※ 詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の北海道留萌市の欄をご覧ください。
- (2) 普通運転免許を取得し、勤務開始時点で1年以上経過している方。
- (3) 電子メール等、パソコンを日常的に利用している方。
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。
- (5) 地域住民やNPOなどの関係機関・団体などと協力しながら、地域を元気にするために精力的に活動できる方。
- (6) 活動終了時に起業又は就業して留萌市に定住する意欲のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4 勤務地

中原農園（留萌市潮静4丁目）、留萌市農業・農村支援センター ほかに市内一円

5 勤務時間等

- (1) 週4日間、29時間
- (2) 勤務日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容により変動する場合があります。
- (3) 高度な花き栽培技術を習得していただくため、勤務時間以外においても農業実習を受けることができます。

6 雇用形態・期間等

- (1) 留萌市の非常勤特別職員として、留萌市長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は、採用の日から平成31年3月31日までとします。その後、1年を超えない範囲において、留萌市長が委嘱更新の判断をし、最長期間は、委嘱の日から3年までとします。
- (3) 協力隊員として相応しくないと市長が判断した場合、任期中であっても任用を取り消す場合があります。

7 待遇・福利厚生等

- (1) 報酬月額 月額175,700円
※ 上記から税、社会保険料等の自己負担分が差し引かれます。
- (2) 住居 月額27,000円を上限に家賃の実費相当額を支給します。
(家賃に食費等が含まれている場合は、留萌市の定める基準に準じて算出した額とします。)
希望がある場合は、市が用意する新規就農者等支援住宅（市内幌

糠地区)を斡旋をします。家賃(月額8,000円)は住居割増報酬として支給しますが、水道・光熱費等は自己負担となります。また、家具などの日常生活用品は個人で用意していただきます。

- (3) 通勤手当 留萌市の定める基準により支給します。
- (4) パソコン 必要に応じて、パソコンを貸与します。
- (5) 使用車両 必要に応じて、留萌市公用車を使用します。
- (6) 社会保険等 厚生年金・社会保険等に参加します。
- (7) 年次有給休暇 労働基準法等関係法令によります。
- (8) 実践活動 協力隊員の勤務を要する時間以外の活動として、市長が認める範囲で次の実践活動を行うことができます。
 - ① 基本活動及び地域協力活動に関連し実施する活動において、その活動に対する対価等を得る活動
 - ② 地域おこし活動期間終了後の定住に向けた基礎の構築活動に必要な実証活動において、その活動に対する対価等を得る活動

8 応募手続

(1) 応募締切

平成30年2月5日(月)必着

※ 勤務開始月は平成30年4月以降となります。

(2) 提出書類

① 写真付履歴書及び職務経歴書を郵送してください。

※ 必ず次の事項を明記ください。

- ・ パソコンからの電子メールが受信可能なメールアドレス
- ・ 希望業務(「1 留萌市地域おこし協力隊募集人員」の業務名)

② お問い合わせ、応募先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地
留萌市役所 地域振興部 政策調整課 まちづくり推進係
e-mail:kikaku@e-rumoi.jp
TEL:0164-42-1809 FAX:0164-43-8778

9 選考

- (1) 書類選考の上、結果を電子メールにて通知します。
- (2) 書類選考合格者を対象に、留萌市内で面接試験を実施する予定です。
面接日時等の詳細につきましては、書類選考結果の際に電子メールで通知します。

10 その他

- (1) 次に該当する場合は、採用を取り消す場合があります。

- ・ 採用前に留萌市内に住民登録を移動させた場合
 - ・ 申込資格がないこと、申込書の記載事項に事実と異なること等が判明した場合
- (2) 日常の生活等の手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。
 - (3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。
 - (4) 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。
 - (5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。
 - (6) 面接試験のための交通費等及び着任のための引っ越し費用・交通費は支給いたしません。
 - (7) その他不明な点がある場合は、別紙1の質問書により、電子メールによりお問い合わせください。
- ※ 行き違いを防止するため、お電話での質問は原則受け付けません。
質問に対する回答は、質問者に対してメールで回答します。

別紙1「質問書」

平成 年 月 日

留萌市地域振興部政策調整課
まちづくり推進係 行

住 所
氏 名
メールアドレス

留萌市地域おこし協力隊応募に関する質問事項について
留萌市地域おこし協力隊の応募に関して、下記のとおり質問いたします。

記

1 質問内容